



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



この度の長く続いた豪雨、ご無事でしたでしょうか？ 久々に来る日も来る日も雨で、特に阪神間ではこういったことが少ないので、不安になりました。全国的にも相当な被害が出たようで、被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

先月の地震もしかり、予期せぬ災害に、普段の日常が過ごせることに対して日々感謝しなければならぬと思っています。

★トピックス！★

新社会人 やる気に火が付くセリフ、奪われるセリフ



ソニー生命保険株式会社は、2018年3月、「社会人1年目と2年目の意識調査」をインターネットリサーチで実施し、1,000名の有効サンプルの収集結果を公開しました。

全回答者に、落ち込んでいるとき（仕事上で失敗したときなど）にやる気に火が付くセリフを聞いたところ、

- ・君がいて助かった、ありがとう（45.7%）
- ・本当によく頑張った（29.5%）
- ・何でも相談してね（27.6%）
- ・一緒に乗り越えよう（18.5%）
- ・失敗なんか気にせず前進だ（15.2%）

逆に、やる気が奪われるセリフを聞いたところ、以下の結果でした。

- ・この仕事向いていないんじゃない？（31.0%）
- ・ゆとり世代だなあ（24.5%）
- ・私が若い頃は〇〇だったのに（21.8%）

★7月のお仕事カレンダー★



7/10	<ul style="list-style-type: none"> 一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 6月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 健保・厚生年金の報酬月額算定基礎届の提出 労働保険概算・確定保険料申告書の提出、労働保険料の納付 労災保険一括有期事業報告書の提出(建設業) 特例による源泉徴収税の納付(1~6月分)
7/17	<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用状況報告書、高齢者雇用状況報告書の提出期限
7/31	<ul style="list-style-type: none"> 6月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 5月決算法人の確定申告と納税・11月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) 8月・11月・翌年2月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで) 労働者死傷病報告書の提出

★トピックス2★



社会人1年目と2年目の意識調査

ソニー生命保険株式会社の意識調査続きです。
最初に就職した会社で、どのくらいの間働いていたいと思うか聞いたところ、「定年まで働きたい」は、社会人1年生は32.2%、2年生は16.4%となったのに対し、「すでに辞めたい」は、社会人1年生は8.6%、社会人2年生では27.2%となりました。

社会人1年生が定年まで働きたいと考える理由をみると、

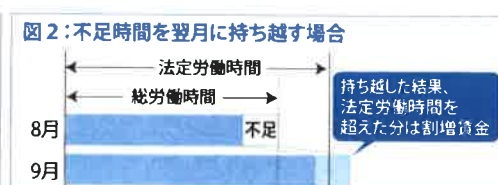
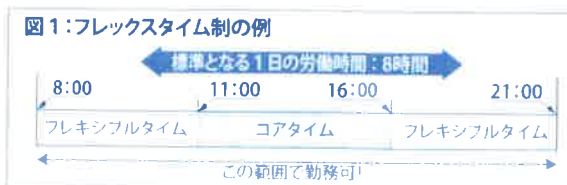
- ・良い企業に就職したと思っている
- ・ずっとやりたかったことなので、最後まで働きたい
- ・安定した生活を送りたい

などが挙がりました。

社会人2年生がすでに辞めたいと考える理由をみると、

- ・いろいろな仕事をしたい
- ・他にやりたいことを見つけた
- ・人間関係がうまくいかない
- ・給料が低い
- ・休みが少ない

など不満に関するものが多く挙げられました。



**フレックスタイム制では、
欠勤控除できないのでしょうか？**

Q. フレックスタイム制を導入しました。欠勤控除ができないと聞きましたが、取り扱いを教えてください。

A. フレックスタイム制は、始業・終業の時刻を労働者の決定に委ねる制度です。1 ヶ月以内の一定期間（「清算期間」といいます）の「総労働時間」と「標準となる1日の労働時間」などを定め、これらをもとに労働者は勤務します。法律上、必ず設けなければならないものではありませんが、勤務できる時間帯「フレキシブルタイム」や必ず勤務すべき時間帯「コアタイム」を設定することができます。フレキシブルタイムは労働者が深夜などの極端な時間に勤務することを制限できますし、コアタイムは会社の種々の連絡・会議の設定などに役立つので設定するのがよいでしょう。

フレックスタイム制では、実労働時間を把握し、これに基づき賃金を支払うことになります。実労働時間が清算期間の「総労働時間」として定められた時間を超えた時間について残業代を支払います。

逆に、定められた時間に満たない場合はその時間分の賃金を控除するか、または次月に不足時間を持ち越すこともできます。ただ、制度の趣旨としては、不足時間分の賃金を控除するよりも、次月に労働時間を持ち越すべきと考えられています。ただし、持ち越した時間と次月の総労働時間の合計時間が法定労働時間の総枠を超えてはいけませんし、持ち越し時間分を含めて次月の実労働時間が法定労働時間を超えたときには、割増賃金が必要となります。このような超過や不足が大きくなるないように、月の途中で実労働時間を一旦集計し、労働者に知らせるなどの工夫が必要でしょう。

フレックスタイム制は、始業・終業時刻の決定が本人に委ねられているので、本来遅刻や早退という概念はありません。コアタイムであっても同様です。ただし、コアタイムに遅刻してきても何も控除されないとするとモラルが保たれません。遅刻控除はできませんが、「皆勤手当」を設け、これを減額・不支給などすることは可能です。または、制裁として就業規則に定めたいうで減給処分するか、勤務態度の評価として賞与の査定で差を付けることはできます。

なお、出勤するかどうかまで労働者の自由ではないため、労働日に出勤しなければ欠勤になります。ただし、これも上に同じくそれだけで控除はできず、つまり、総労働時間を満たしているのであれば欠勤控除はできません。

働き方改革関連法案には、清算期間を最大 3 ヶ月に延長する案が盛り込まれています。労働者に能力を発揮させるため、柔軟な働き方の環境整備が求められています。

***マイナンバーも安心！**
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

